

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月29日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 7 の 2 の項中「一般国道 2 号」の次に「(三原バイパス)」を加え、「三原市糸崎町四丁目3444番先」を「三原市糸崎町八丁目15番先」に、「三原市館町二丁目4148番14先」を「三原市新倉二丁目 1 番先」に改め、同表16の項中「三次市十日市東五丁目11番10先」を「三次市南畑敷町636番 2 先」に改め、同表17の項中「三次市吉舎町三玉字沖田595番 1 先」を「三次市南畑敷町634番 3 先」に改め、同表25の 3 の項の次に次のように加える。

25の3 の2	一般国道375号（東広島・呉自動車道）	呉市広横路一丁目 1 番（阿賀インターチェンジ）から東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣881番 2（黒瀬インターチェンジ）まで
------------	---------------------	---

附 則

この公安委員会規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。